

# 令和5年度阪南市国民健康保険の保険料を改定します

国民健康保険（国保）は、同じ地域に住む人たちが相互扶助の精神に基づいて、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、保険料を出し合いお互いに助け合う制度です。その保険料は、国保加入者がお互いの医療について支え合う「医療費分」と、後期高齢者医療を支える「後期高齢者支援金分」、介護保険を支える「介護納付金分」の3つで構成されています。

国民健康  
保険料

=

医療費分  
(加入者全員が対象)

+

後期高齢者支援金分  
(加入者全員が対象)

+

介護納付金分  
(40歳～64歳が対象)

### 【保険料の算出について】

平成30年4月からは、大阪府と市町村が共同保険者となって財政運営を行っています。それに伴い、大阪府が示す市町村標準保険料率を採用したことにより、被保険者間の負担の公平性が確保されることになりました。

### ◆令和5年度の保険料率◆

| 区 分       |                     | 令和4年度    | 令和5年度（改定後） | 増減       |
|-----------|---------------------|----------|------------|----------|
| 医療費分      | ①所得割 前年中の基準総所得金額×料率 | 料率 8.71% | 料率 9.18%   | +0.47%   |
|           | ②均等割 加入者1人あたりの金額    | 31,854円  | 33,730円    | +1,876円  |
|           | ③平等割 1世帯あたりの金額      | 32,105円  | 33,698円    | +1,593円  |
|           | 保険料                 | ①+②+③    |            |          |
|           | 最高限度額               | 630,000円 | 650,000円   | +20,000円 |
| 後期高齢者支援金分 | ④所得割 前年中の基準総所得金額×料率 | 料率 2.66% | 料率 2.97%   | +0.31%   |
|           | ⑤均等割 加入者1人あたりの金額    | 9,426円   | 10,584円    | +1,158円  |
|           | ⑥平等割 1世帯あたりの金額      | 9,500円   | 10,574円    | +1,074円  |
|           | 保険料                 | ④+⑤+⑥    |            |          |
|           | 最高限度額               | 190,000円 | 200,000円   | +10,000円 |
| 介護納付金分    | ⑦所得割 前年中の基準総所得金額×料率 | 料率 2.48% | 料率 2.61%   | +0.13%   |
|           | ⑧均等割 加入者1人あたりの金額    | 18,306円  | 19,552円    | +1,246円  |
|           | ⑨平等割 1世帯あたりの金額      | 0円       | 0円         | 変更なし     |
|           | 保険料                 | ⑦+⑧+⑨    |            |          |
|           | 最高限度額（変更していません）     | 170,000円 | 170,000円   | 変更なし     |

（注）基準総所得金額とは、世帯内の国保加入者ごとの総所得金額から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を引いた合算金額のことです。

### ○低所得者に対する保険料軽減（政令軽減）について

国民健康保険料は、所得に応じて均等割・平等割を7割・5割・2割軽減することになっています。

令和5年度の基準額は、以下のとおりです。

【2割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数－1) × 10万円 + 53.5万円 × 被保険者数

【5割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数－1) × 10万円 + 29万円 × 被保険者数

【7割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数－1) × 10万円

（注）給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等に係る所得を有する者のことです。

### ○未就学児に係る均等割の減額について

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和4年度から国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方）に係る均等割の2分の1を減額します。なお、均等割について、既に政令軽減が適用される世帯については、政令軽減後の均等割の2分の1を減額します。